Ⅶ　議会の取組

１　感染対策等の検討体制
（１）議会災害等対策会議
ア　議会災害等対策会議の体制及び開催状況

１　取組の概要

議会災害等対策会議は、災害等に関する情報を収集し、及び伝達し、並びに災害等応急対策に関し協議等を行うことを目的として開催されるものであり、構成員は、議長、副議長、交渉会派の団長、議会運営員会の委員長、副委員長及び必要に応じ議長が指名する議員である。

令和２年４月７日に政府が発出した緊急事態宣言を踏まえ、議会としてさらなる感染拡大防止に取り組むため、議会災害等対策会議を開催し、議会における感染防止対策への取組について協議を行った。

２　経過	
R2.4.7	緊急事態宣言の発出
R2.4.8	緊急事態宣言についての議長声明の発表
R2.4.10	令和２年度第１回議会災害等対策会議 緊急事態宣言の発出を受け、議会災害等対策会議を開催し、感染拡大防止に向けた取組について協議の上、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を決定した。
R2.4.24	令和２年度第２回議会災害等対策会議 本会議における議会側の出席者縮減について協議し実施することを決定した。
R2.5.15	令和２年度第３回議会災害等対策会議 請願書・陳情書の取扱いなど、既に対応済みの取組を「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」に組み入れる改正を行った。
R2.6.4	令和２年度第４回議会災害等対策会議 緊急事態宣言の解除を受け、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」と改め、8 月 31 日までを目途に対応することとした。
R2.6.11	令和２年度第５回議会災害等対策会議 新たな感染防止対策の取組としてアクリル板の設置について協議し、実施することを決定した。
R2.8.31	令和２年度第６回議会災害等対策会議 9 月以降の対応について協議し、「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」を「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」と改め、感染症対策について、当面の間引き続き実施することとした。
R2.9.24	令和２年度第７回議会災害等対策会議 国や県におけるイベント開催制限の緩和の動きを踏まえ、出席者の縮減について緩和した。

R3.1.8	令和２年度第８回議会災害等対策会議 １月７日の緊急事態宣言発出を受け、議長から、新たな感染対策として各控室のテーブル等へのアクリル板の設置などを行っていく旨の発言があった。
R3.2.4	令和２年度第９回議会災害等対策会議 本会議及び委員会における議会側の出席者縮減について協議し、審議に支障が生じない範囲で出席者を縮減することとする改正等を決定した。
R4.6.7	令和４年度第１回議会災害等対策会議 ワクチン接種が進むなど、状況が変化していることから、基本的な感染対策は継続するが、出席者の縮減については緩和することを決定した。
R5.3.10	令和４年度第２回議会災害等対策会議 ２月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、マスク着用に関しては個人の判断に委ねることとする改正を決定した。
R5.5.16	令和５年度第１回議会災害等対策会議 新型コロナウイルス感染症の５類への移行や、国及び県の対応等を踏まえ、「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」を廃止した。

３　取組詳細

・　緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について（令和２年４月10日から令和２年５月15日までに開催）

令和２年４月７日に発出された緊急事態宣言を踏まえ「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」として、以下の取組について協議を行い、実施していくこととした。

(1)マスクの着用及び傍聴の取扱い
(2)３密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組
①換気の徹底
②出席者の削減と柔軟な会議室の使用
③執務スペース等の確保への協力
(3)議員要望事項等に係る執行機関との窓口の一元化
(4)県民意見等の聴取と情報発信
(5)状況を踏まえた議会日程の調整
(6)その他

・　緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について（令和２年６月４日及び令和２年６月11日開催）

令和２年５月25日の緊急事態宣言の全面解除を受け、「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」として、以下の取組について協議を行い、実施していくこととした。なお、この対応は「(5)委員会の調査等」を除き８月31日を目途として対応することとなった。

(1)マスクの着用及び傍聴の取扱い

(2) ３密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組
①換気の徹底
②出席者の削減と柔軟な会議室の使用
③執務スペース等の確保への協力
(3)県民意見等の聴取と情報発信
(4)状況を踏まえた議会日程の調整
(5)委員会の調査等
(6)その他

・　県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について（令和２年８月31日以降開催）
令和２年９月以降の当面の対応として、以下の取組についての協議を行い、実施していくこととした。
(1)マスクの着用
(2)アクリル板による遮蔽措置
(3)来訪者への対応
(4)傍聴の取扱い
(5) ３密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組
①換気の徹底
②出席者の削減
③執務スペース等の確保への協力
(6)県民意見等の聴取と情報発信
(7)状況を踏まえた議会日程の調整
(8)委員会の調査等
(9)その他

４　課題と対応

議会災害等対策会議要綱施行後、初めて会議を開催することとなり、前例のない中での対応となったが、緊急事態宣言の発出後速やかに開催するとともに、その後も随時開催することで、状況の変化に合わせた感染対策等を実施することができた。

２　具体的取組
（１）臨時会の開催及び特別委員会の設置

１　取組の概要

新型コロナウイルス感染症に係る対策として、国の緊急経済対策を踏まえた緊急性の高い事業等について速やかに補正予算措置を講じるため、柔軟かつ機動的に臨時会を開催した。また、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会をいち早く設置し、感染状況及び感染対策に係る調査を行うとともに、厚生常任委員会等を追加開催し審査を行った。

２　経過	
R2.2.26	本会議において新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置
R2.3.11	第１回目の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開催 以後、令和５年３月 14 日まで計 21 回開催、県内調査を３回実施
R2.4.24	令和２年　第１回　臨時会 以下の補正予算案を可決 令和２年度神奈川県一般会計補正予算（第２号） 同　　年度神奈川県中小企業資金会計補正予算（第１号）
R3.1.8～ R3.1.9	令和３年　第１回　臨時会 令和２年度神奈川県一般会計補正予算（第９号）を可決
R3.4.20	令和３年　第２回　臨時会 令和３年度神奈川県一般会計補正予算（第２号）を可決
R3.4.28	令和３年　第３回　臨時会 令和３年度神奈川県一般会計補正予算（第３号）を可決
R3.5.11	令和３年　第４回　臨時会 令和３年度神奈川県一般会計補正予算（第４号）を可決
R3.7.21	令和３年　第５回　臨時会 令和３年度神奈川県一般会計補正予算（第 13 号）を可決
R3.8.2	令和３年　第６回　臨時会 令和３年度神奈川県一般会計補正予算（第 14 号）を可決
R3.8.27	令和３年　第７回　臨時会 令和３年度神奈川県一般会計補正予算（第 15 号）を可決
R4.1.21	令和４年　第１回　臨時会 令和３年度神奈川県一般会計補正予算（第 22 号）を可決

３　取組詳細

(1) 臨時会の開催

令和２年４月24日　令和２年　第１回　臨時会

総務政策、防災警察、厚生、産業労働及び文教常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、医療崩壊を防ぎ、適切な医療提供体制を整えることに加え、雇用と事業と生活を守り抜き、事態収束後の力強い回復の基盤を築くための予算として編成されたものであり、補正予算の総額は一般会計537億8,100余万円、特別会計で2,600万円、合わせて538億700余万円であった。

令和３年１月８日　令和３年　第１回　臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、翌１月９日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルスの厳しい感染状況を踏まえ、県内全ての飲食店等に営業時間の短縮を要請し、これに応じた事業者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計543億2,600余万円であった。

令和３年４月20日　令和３年　第２回　臨時会

総務政策、防災警察及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の本県への適用を受け、営業時間の短縮要請に応じた事業者に対し協力金を交付するほか、飲食店等における感染拡大防止対策を徹底するための予算として編成されたものであり、補正予算額は一般会計484億1,400余万円であった。

令和３年４月28日　令和３年　第３回　臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、まん延防止等重点措置区域の拡大に伴い、事業者に対する協力金について、追加の措置を行うためのものであり、補正予算額は、一般会計12億5,100余万円であった。

令和３年５月11日　令和３年　第４回　臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関する、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域拡大を踏まえ、県からの要請に応じた事業者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計557億6,300余万円であった。

令和３年７月21日　令和３年　第５回　臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関する、まん延防止等重点措置を行う措置区域の拡大を踏まえ、県からの要請に応じた事業

者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計94億3,300余万円であった。

令和３年８月２日　令和３年　第６回　臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴い、県からの要請に応じた事業者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計309億400余万円であった。

令和３年８月27日　令和３年　第７回　臨時会

総務政策、厚生及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症対策として、早急に対応する必要がある事業（「休業又は時短営業の要請に応じた飲食店等の事業者への協力金の交付」、「休業要請等の影響により、売上げの減少している事業者に対しての支援金の給付」及び「抗原検査キットの園児、児童等のいる家庭への配布」）について措置するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計385億7,100余万円であった。

令和４年１月21日　令和４年　第１回　臨時会

総務政策及び産業労働常任委員会に付託し、審査を行った上で、同日原案のとおり可決

当臨時会で可決した補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の本県への適用を受け、県からの要請に応じた事業者に対し、協力金を交付するための予算として編成されたものであり、補正予算額は、一般会計411億2,600余万円であった。

(2)　新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置

令和２年２月26日の本会議において、新型コロナウイルス感染症対策を調査項目とする、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置した。

令和２年３月11日に第１回目の委員会を開催し、以後、令和５年３月14日まで計21回開催。その他に、県内調査（現地視察）を３回実施した。

(3)　厚生常任委員会等の追加開催

新型コロナウイルス感染症対策に係る審査等を行うため、厚生常任委員会を令和２年１月31日から令和４年８月18日までの間に計20回、産業労働常任委員会を令和２年３月23日から令和４年３月７日までの間に計25回追加開催した。

４　課題と対応

令和３年第１回臨時会では、飲食店の営業要件等に係る案件について、深夜から引き続き翌日まで審議を尽くした上で、速やかに補正予算措置を講じた。

令和３年第２回以降の臨時会においても、所管委員会で夜間に及ぶまで慎重な審査を行った上で、同日中に議決を行うなど、柔軟かつ機動的に対応した。

また、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会をいち早く設置することで、感染状況や感染対策に係る調査を、適宜、適切な時期に実施することができた。

（２）議会運営における取組
ア 本会議、委員会における感染対策

１　取組の概要

議会災害等対策会議での協議の結果、３密の回避のための出席者の縮減をはじめとした本会議及び委員会における感染対策を実施した。

２　経過	
R2.4.10	緊急事態宣言の発出を受け、議会災害等対策会議を開催し、感染拡大防止に向けた取組について協議の上、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を決定した。
R2.4.24	本会議における議会側の出席者縮減について協議し実施することを決定した。
R2.6.4	緊急事態宣言の解除を受け、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」と改め、8 月 31 日までを目途に対応することとした。
R2.6.11	新たな感染防止対策の取組としてアクリル板の設置について協議し、実施することを決定した。
R2.8.31	9 月以降の対応について協議し、「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」を「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」と改め、感染症対策について、当面の間引き続き実施することとした。
R2.9.24	国や県におけるイベント開催制限の緩和の動きを踏まえ、出席者の縮減について緩和した。
R3.1.8	1 月 7 日の緊急事態宣言発出を受け、本県の対応が議会局から説明された。また、議長から、感染対策としてのアクリル板の設置など、準備ができ次第行っていく旨の発言があった。
R3.2.4	本会議及び委員会における議会側の出席者縮減について協議し、審議に支障が生じない範囲で出席者を縮減することとする改正等を決定した。
R4.6.7	ワクチン接種が進むなど、状況が変化していることから、基本的な感染対策は継続するが、出席者の縮減については緩和することを決定した。
R5.3.10	2 月 10 日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、マスク着用に関しては個人の判断に委ねることとする改正を決定した。
R5.5.16	新型コロナウイルス感染症の 5 類への移行や、国及び県の対応等を踏まえ、「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」を廃止した。

３　取組詳細

(1)　出席者の縮減

令和２年４月 10 日　令和２年度第１回議会災害等対策会議

議会審議に支障が生じない範囲で執行機関出席者を縮減することとした。

令和２年４月24日　令和２年度第２回議会災害等対策会議

本会議での対応として、採決以外の議事については、定足数に留意しつつ、出席議員を半数程度に縮減する提案がなされ、同日の臨時会から、提案のとおり取組むこととなった。なお、本会議に出席しない議員については、控室等においてインターネット中継を視聴することとした。

また、同日の委員会から、質疑等の議事進行に伴い、本テーブルに座る委員の数を適宜調整することとした。

令和２年９月 24 日　令和２年度第７回議会災害等対策会議

国や県におけるイベント開催制限の緩和の動きを踏まえ、本会議への議員出席や、委員会での議員の着席について、十分な感染防止対策を講じた上で緩和することとした。

令和３年２月４日　令和２年度第９回議会災害等対策会議

令和３年１月７日に、再び緊急事態宣言が発出されたことから、令和２年９月25日以降、執行部に限定していた出席者の縮減について、議員についても対応できるように変更し、取組むこととした。

令和４年６月７日　令和４年度第１回議会災害等対策会議

ワクチン接種が進み、イベントや会食等の制限も緩和されるなど、前回開催時から状況が変わっていることから基本的な感染防止対策は継続するが、出席者の縮減については、感染状況等を考慮し、必要がある場合に行うこととした。

(2)　マスクの着用、アクリル板による遮蔽措置

令和２年４月10日　令和２年度第１回議会災害等対策会議

会議（委員会等を含む）においては、原則マスクを着用することとした。

令和２年６月11日　令和２年度第５回議会災害等対策会議

感染防止対策と充実した議会審議の取り組みを一層進めるため、新たな取組として、議場の既設演壇及び対面演壇に、飛沫拡散防止のためのアクリル板を設置することとし、アクリル板が設置された演壇で発言する際は、マスクを外すことができることとした。

令和５年３月 10 日　令和４年度第２回議会災害等対策会議

令和５年２月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、令和５年３月13日以降については、マスクの着用は個人の判断に委ねることとした。

４　課題と対応

本会議及び委員会において、出席者の縮減の方針を、感染防止対策を図りつつも議会審議に支障が出ないよう定めることで、議会としての機能を維持することができた。

２（２）イ 議会における県民対応

１　取組の概要

議会災害等対策会議での協議の結果、県民への感染防止対策として、傍聴の自粛や、請願書・陳情書の郵送による提出をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するための専用のメールフォームを設置した。

２　経過	
R2.4.10	4月7日の緊急事態宣言発出を受け、議会災害等対策会議を開催 県議会として、感染拡大防止に向けた取組について協議し、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を決定した。
R2.4.14	県議会ホームページに、請願書・陳情書は、郵送による提出をお願いすることを掲載した。
R2.5.15	対策を一部改正し、請願書・陳情書は郵送による提出をお願いすることを明記した。
R2.6.4	緊急事態宣言の解除を受け、「緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について」を「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」と改め、8月31日までを目途に対応することとした。
R2.8.31	9月以降の対応について、協議し、「緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について」を「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」と改め、感染症対策について、当面の間引き続き実施することとした。議会が管理する執務室等においては、来訪者にマスクの着用等協力を依頼することとした。
R4.6.7	ワクチン接種が進むなど、状況が変化していることから、傍聴者の取扱い及び請願書・陳情書の提出については、通常どおりの対応とすることとした。
R5.3.10	2月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、来訪者のマスク着用に関して、個人の判断に委ねることとする改正を決定
R5.5.16	新型コロナウイルス感染症の5類への移行や、国及び県の対応等を踏まえ、「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」を廃止

３　取組詳細

(1) 請願書・陳情書の提出

感染防止対策の観点から、令和２年４月14日から、県議会ホームページに、請願書・陳情書は当面の間は、郵送による提出をお願いすることを掲載した。

(2) 傍聴の取扱い

令和２年４月10日　令和２年度第１回議会災害等対策会議

傍聴に関しては、可能な限り自粛していただき、インターネットによる視聴をお願いすることとした。このことについては、４月13日に県議会ホームページにより、５月８日に県議会ポスターにより、５月11日に「議会かながわ」によ

り案内を開始した。

(3) 来訪者への対応

令和２年８月31日　令和２年度第６回議会災害等対策会議

議員控室や会議室等、議会が管理する執務室等においては、来訪者にマスクの着用、手指消毒の実施、及び体温測定について、協力を依頼することとした。

令和５年３月10日　令和４年度第２回議会災害等対策会議

令和５年２月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを踏まえ、令和５年３月１３日以降については、マスクの着用は来訪者の判断に委ねることとした。

(4) 県民意見等の聴取

令和２年４月10日　令和２年度第１回議会災害等対策会議

新型コロナウイルス感染症に関する更なる県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを新設することとした。このメールフォームは５月８日に開設し、県議会ホームページで周知した。

(5) 情報発信

令和２年４月10日　令和２年度第１回議会災害等対策会議

動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信することとした。４月28日に医療従事者、福祉関係者をはじめ最前線で働く皆様へのメッセージ動画の配信、５月11日に「議会かながわ」に感染拡大防止に向けた議長メッセージを掲載した。

４　課題と対応

傍聴の自粛の呼びかけや、請願書・陳情書について、郵送での提出をお願いするなど、感染拡大防止対策のための方針を速やかに決め、ホームページや広報誌へ掲載することで県民への呼びかけを行った。

２（３）県議会議員の期末手当等の削減及び基金への繰入れ

１　取組の概要

議長から、コロナ禍の厳しい社会情勢に鑑み、県議会議員も自分たちの身を切る取組が必要ではないか、との提案があったことから、県議会議員の期末手当を減額する条例改正を行い、経費を減額した。その経費減額分については、「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉等応援基金」に繰り入れられた。

また、令和３年度の議員報酬についても削減することとし、率先して身を切る取組を行った。

２　経過	
R2.4.15	団長会にて、期末手当の減額について各会派で検討するよう提案した。
R2.4.24	団長会で６月及び12月の期末手当を削減するという方針について決定。
R2.5.20	本会議で「県議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」の提案説明、原案のとおり可決した。
R2.5.25	団長会で、本県議会の取組による節減額の取扱いについては、かながわコロナ医療・福祉等応援基金に繰り入れるよう、執行機関に求めることとした。
R3.1.12	団長会にて、令和３年度の議員報酬の削減について提案があり、実施することに決定した。
R3.2.10	本会議で「県議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」の提案説明、原案のとおり可決した。

３　取組詳細

(1) 期末手当の減額

令和２年４月15日の団長会にて、議長から、県議会議員も自分たちの身を切る取組が必要ではないかとして、期末手当の減額について各会派で検討するよう提案がされ、４月24日の団長会で削減率10％で、６月及び12月の期末手当を削減するという方針について決定した。

５月20日の本会議で「県議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」の提案説明を行い、原案のとおり条例改正することで可決した。

(2) 「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉等応援基金」への繰り入れ

令和２年５月25日の団長会で、本県議会の削減・自粛の取組による節減額の取扱いについては、かながわコロナ医療・福祉等応援基金に繰り入れるよう、執行機関に求めることとした。

(3) 令和３年度の議員報酬の削減

令和３年１月12日の団長会で、議長から、１月７日に緊急事態宣言が再発出されたことを受け、議員自らが、率先して身を切る取組を行う必要があるとして、議員報酬の削減が提案された。議員活動に及ぼす影響も勘案し、令和３年度における議員報酬について、月額５％の削減とすることに決定した。

令和３年２月10日の本会議で「県議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」の提案説明を行い、原案のとおり条例改正することで可決した。

４　課題と対応

令和２年６月の期末手当の支給に間に合うよう、条例改正を行う必要があり、期間がない中での対応だったが、議長からの提案後、各会派で速やかに検討し、協議の場として団長会を細かく開催することにより、速やかに方針を決定することができた。